

広島市規則第 6 0 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行規則（昭和 2 3 年 1 0 月 4 日広島市規則第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ついて」を「関し」に改める。

第 2 条中「本園」を「園」に、「に保育する」を「において保育を受ける」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「市長が定める保育園」を「規則で定める園」に改め、

同項の表中

口田保育園
可部東保育園

を

口田保育園

に改め、同条第

2 項中「市長が定める保育園」を「規則で定める園」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条中「よる本園」を「より市長が定める園」に改め、同条の表高南保育園の項、可部東保育園の項及び八幡東保育園の項を削り、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 3 項第 1 号中「非提供日（当該乳幼児に対して保育の提供を行

わない日をいう。以下同じ。）」を「休園日」に、「当該非提供日」を「当該休園日」に、「非提供日でない日」を「開園日」に改め、同項第2号中「非提供日に」を「休園日に」に、「当該非提供日」を「当該休園日」に、「非提供日でない日」を「開園日」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表第1中「第6条」を「第5条」に改め、同表備考の10中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

別表第2備考以外の部分中「第6条」を「第5条」に、「短時間保育」を「短時間認定」に改め、同表備考の1中「短時間保育」を「短時間認定」に改め、同表備考の4中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改める。

別表第3中「第6条関係」を「第5条関係」に改め、同表短時間保育に係る時間外保育の項中「短時間保育」を「短時間認定」に、「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同表延長保育の項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。